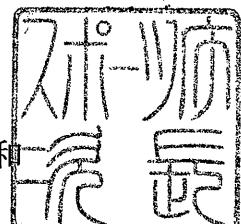


28ス8号  
平成28年4月26日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
各國公私立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
殿

スポーツ庁次長  
高橋

道



(印影印刷)

### 水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところであります。海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

ついては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配意願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきたいとお願いします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれでは、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれでは、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配意願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童・生徒等に対する指導等について」にも留意されるとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれでは、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれでは、認可した学校に対して周知されるよう取り計らい願います。



## 記

### 1. プールの施設面、管理・運営面について

- (1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。
- (2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。  
監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。
- (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。  
また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

### 2. その他の留意事項について

- (1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- (2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。  
なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。
- (3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課 (内線：2685)

政策課 学校体育室 (内線：2674) [学校体育担当]

参事官（地域振興担当） (内線：3773) [学校プール施設・社会体育施設担当]

## 学校における児童・生徒等に対する指導等について

- 1 学校における水泳指導の際の安全管理、安全指導等に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）及び「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）も参考にされたいこと。

水泳活動中の事故には、スタート時に逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつけて起こるもののが少なくないので、スタートの指導については、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従い、水深や水底の安全を確かめ、入水角に注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。なお、小学校の体育及び中学校の保健体育の授業については、学習指導要領において、水中からのスタートを指導するものとしていること。

また、監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身につけている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

- 2 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- 3 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。
- 4 児童・生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

## 平成27年夏期(7~8月)における水泳等の事故

(警察庁調べ。( )内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】水難事故者数

	水難事故者数
平成27年夏期	673人 (131)
平成26年夏期	576人 (135)

【表2】場所別死者・行方不明者

	平成27年夏期		平成26年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	151(11)	56.6%	109(9)	45.6%
河川	88(12)	33.0%	101(15)	42.3%
用水路	13(1)	4.9%	19(3)	7.9%
湖沼池	10(2)	3.7%	6(1)	2.5%
プール	3(2)	1.1%	2(0)	0.8%
その他	2(1)	0.7%	2(0)	0.8%
計	267(29)	100.0%	239(28)	100.0%

【表3】行為別死者・行方不明者

	平成27年夏期		平成26年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
魚とり・釣り中	61(0)	22.8%	31(1)	13.0%
水泳中	56(7)	21.0%	53(3)	22.2%
水遊び中	44(14)	16.5%	53(17)	22.2%
通行中	22(2)	8.2%	17(1)	7.1%
作業中	9(0)	3.4%	17(0)	7.1%
水難救助活動中	2(0)	0.7%	5(1)	2.1%
ボート遊び中	2(0)	0.7%	4(1)	1.7%
陸上における遊技・スポーツ中	0(0)	0.0%	2(0)	0.8%
	71(6)	26.6%	57(4)	23.8%
その他	サーフィン中	5(0)	1.9%	-
	スキューバダイビング シュノーケリング中	24(3)	9.0%	-
	その他	42(3)	15.7%	-
合計	267(29)	100.0%	239(28)	100.0%

(注)「サーフィン中」、「スキューバダイビング・シュノーケリング中」は平成27年から把握

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	平成27年夏期		平成26年夏期		
	人数	構成比	人数	構成比	
子供	未就学児童	8	3.0%	3	1.3%
	小学生	11	4.1%	15	6.3%
	中学生	10	3.7%	10	4.2%
	小計	29	10.9%	28	11.7%
高校生又は これに相当する年齢の者	15	5.6%	12	5.0%	
	高校卒業以上に相当する 年齢以上65歳未満の者	133	49.8%	118	49.4%
65歳以上の者	90	33.7%	81	33.9%	
合計	267	100.0%	239	100.0%	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において  
スポーツ事故に係る死亡見舞金・障害見舞金を給付した件数

○水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※平成27年度は速報値

学校種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総計
小学校	2	1	0	1	0	4
中学校	0	0	2	1	0	3
高等学校	0	0	0	1	0	1
総計	2	1	2	3	0	8

○水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

※平成27年度は速報値

学校種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総計
小学校	3	4	2	0	0	9
中学校	7	1	1	4	3	16
高等学校	7	3	2	1	2	15
総計	17	8	5	5	5	40

○具体的な事例は、日本スポーツ振興センターの「学校事故事例データベース」に掲げており、  
参照されたい。